

鳥取縣公報

昭和二十五年九月五日
第一千百四十号 火曜日

本書ノ大キサハ規格A五判

告示

△鳥取縣告示第四百五十三号

肥料取締法の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事西尾愛治

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最少量(%)	住所	氏名
	窒素全量	一磷酸全量	一加里全量	
鳥取縣一四三	菜種油粕	四、五	二、〇	一、〇 西伯郡春日村一部三〇九 田中義夫
一四四	同	五、三	二、〇	一、〇 同 大高村泉四六八 渡辺岩男
一四五	同	五、二	二、二	一、三 米子市道笑町四丁目一 細木義夫
一四六	同	五、二	二、二	一、三 西伯郡天津村阿賀五四五 景山行
一四七	同	五、二	二、二	一、三 同 尚德村青木五五〇 谷本尙
一四八	同	四、五	二、〇	一、〇 上道村一六七 三翼ペント工業株式会社 角行孝
一四九	同	二、〇	一、〇	同 大和村中間三六九 竹本良雄

00200

一五〇	同	五、三	二、三	一、三	同	高麗村稻光五八	水野 範子
一五一	同	五、三	二、三	一、三	同	大幡村遠藤	仲田 松代
一五二	同	五、二	二、二	一、三	同	賀野村市山八八五	岡田 武幸
一五三	同	四、五	二、〇	一、〇	同	上道村七二九	松下 龍
一五四	同	五、三	二、三	一、三	同	淀江町淀江二一〇	陶山 義輝
一五五	同	五、二	二、二	一、三	同	光德村西坪	岩本 博重
一五六	同	五、三	二、三	一、三	同	御來屋町一〇二三	後藤 豊彦
一五七	同	五、三	二、三	一、三	同	日吉津村日吉津九〇一	中本 武雄
一五八	同	五、三	二、三	一、三	同	春日村古豐千八五四	長谷川 香
一五九	同	五、三	二、〇	一、〇	同	富吉一〇三三	森田万喜太郎
一六〇	同	四、五	二、〇	一、〇	同	所子村國信三九九	塚田朝太郎
一六一	同	五、三	二、〇	一、〇	同	岩美郡浦富町一九〇七ノ一	日本油脂化学研究所
一六二	同	四、五	二、〇	一、〇	同	浦富町農業協同組合	松保村同
一六三	同	五、三	二、〇	一、〇	同	氣高郡松保村布勢二七九	金田 政雄
一六四	同	五、三	二、三	一、三	同	西伯郡庄内村古布堂	柏木 長壽
一六五	同	五、三	二、三	一、三	同	淀江町淀江	遠藤 竹一
一六六	同	五、一	二、〇	一、〇	同	春日村古豐千七六一	川端 廣義
一六七	同	五、三	二、三	一、三	同	彦名村二三七二	

一六八	同	五、三	二、三	一、三	米子市灘町三十目一四九	中國化成株式会社
一六九	同	五、三	二、三	一、三	西伯郡夜見村四〇六	柏木 長壽
一七〇	わたみ油粕	五、八	二、五	一、五	柏木 長壽	

◆鳥取縣告示第四百五十四号

昭和六年九月鳥取縣告示第三百二十九号鳥取縣農業水利改良事業出張所設置規程を次のように改正し公布の日から施行する。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中 名称、位置、管轄区域を次のように改める。

名 称

位 置

管 轄

区

域

鳥取縣農業水利改良事業

天神野出張所

鳥取縣東伯郡

南谷村大鳥居

米川用水改良事業

大井手用水改良事業

東伯郡上井町

長瀬村、上北條村、中北條村、花見村、橋津村、

羽合用水改良事業

出張所

米子市東町

氣高郡大和村、美穂村、大正村、松保村、千代水村、湖山村

大口堰用水改良事業

出張所

八頭郡河原町、鳥取市

羽合用水改良事業

出張所

大井手用水改良事業

出張所

東伯郡上井町

長瀬村、上北條村、中北條村、花見村、橋津村、

◆鳥取縣告示第四百五十五号

昭和二十五年夏季臨時種畜検査において、次のものに種畜証明書が交付されたので種畜法施行規則第九條により告示する。

昭和二十五年九月五日

種畜証明書番号	名前	種類	生年月日	血統	級別	飼住所	養一氏	者名
昭二五鳥取八八	壽	黒毛和種	二四、一、一	父朝日三母やよい	一予鳥三六五四	二級	日野郡福榮村	田辺壽明
八九	壽	同	同	三、三	旭武にちのう	一本黒一二二五	三級	山上村
九〇	正	同	同	四、二六	第二森田とくおか	一本黒一二五四	二級	江尾町
九一	生田常盤	同	二三、九、二〇	うすき二	共榮七同	三八七三三四三二	同	根雨町
九二	松見	同	二四、二、五	義行よねすみ	一本黒一五六七	同	松本利一	中川佐武郎
九三	武雄	同	同	四、一三	高木とよさこ	予鳥一〇八六七同	西伯郡余子村	山本憲
九四	若椿	同	一、一五	若王わたり	一本黒四〇九二	一三九同	所子村	野口宗一郎
							名和村	野口賢市

九五	鉄峰	同	同	五、一	善峰いちみや	予鳥一二三五同	米子市	敷倉喜八郎
九六	武	同	同	四、一七	米光やまびこ	一本黒五七〇予鳥六五五九	同	磯井房榮
九七	平岡	同	同	四、二	榮光うぶや	一本黒五一六予鳥五六九五	同	内田勇一
九八	羽衣	同	同	五、二	市川第二旭山	一本黒一二六四予鳥三八九七	同	飛村常藏
九九	門根	同	同	四、二六	藤義みわかね	一本黒一三八一予鳥六四六四	同	森下金藏
一〇〇	旭	同	同	三、八	竹寛みや	同一一八八四同	東伯郡浦安町	山崎初五郎
一一一	第二政	同	同	二	第二旭山にほんぎ	七二四四同	東郷村	三徳村
一二二	春風	同	同	一	輝國こうりき	同	三花島よねだ	長江公夫
一〇三	河本	同	同	三、二三	第二旭山	同	増田一	杉本千次郎
一〇四	壽	同	同	六、五	本黒七九八予鳥九三三二	予鳥六七八四	本黒一二六一	倉吉町
一〇五	光	同	同	六、六	本黒七九八予鳥二五三八	予鳥一二六五五	本黒一二四五	小鹿村
一〇六	西川	同	同	一	本黒七九八予鳥一三八〇	予鳥一〇四三	本黒一二四五	旭村
							上北條村	布廣恒吉
							吉田金次郎	

00204

一〇七	亀秀	同	同	四、一九	勇龜	ひでこ	同	一八二四	同	八頭郡船岡村	有沢善四郎
一〇八	新丸	同	同	四、二三	福益	きくまる	同	一五三三七	同	用瀬町	福本 石藏
一〇九	珍珠	同	同	五、一	熊丸	さんべい	同	九六九七	同	二八五三	本黒一三八六
一一〇	純菊	同	同	二、一五	福益	きくのはな	予鳥九〇八八	同	同	同	田中 弁治
一一一	修風	同	同	三、一	盛春	ふくだ	同	六二〇五	同	若櫻町	田村 新造
一二二	克福	同	同	五、二〇	福益	くろこま	予鳥九〇一七	同	同	津村	繁治
一二三	信明	同	同	五、二	中廣	本黒	五二一	同	同	丹比村	尾崎 幹夫
				おうむらゆきはな	予鳥六三四六	同	六三四六	同	同	尾崎	幹夫

◇鳥取縣告示第四百五十六号

家畜商法第七條により次の者に対し、家畜商の免許を取消した。

昭和二十五年九月五日

免許取消年月日	住所	氏名	登録番号
昭和二十五年八月二十四日	鳥取縣東伯郡高城村 高間佐吉	船若二四八番地	昭和二十四年度第一四六号

◇鳥取縣告示第四百五十七号

昭和二十五年鳥取縣木材検査料納付手続規則第四條により証券元壳捌人を次のように指定した。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事	西 尾 愛 治	鳥取縣知事	西 尾 愛 治
鳥取市東品治町一一七の四	鳥取縣木材協同組合連合会	鳥取市吉方町二六八番地	鳥取縣森林組合連合会
同	同	同	同

00205

◇鳥取縣告示第四百五十八号

あん摩 はり、きゅう、柔道整復等營業法第十條の規定による臨検々査票を次のように交付並びに返納した。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事	西 尾 愛 治	記		
番号	職名	氏名	交付別	年月日
第一号	鳥取縣事務吏員	坂田董九郎	交付	昭和二十五年八月十八日
第二号	同	筒井 勲	同	同
第四号	同	岡本 龍雄	同	同
第五号	同	岡本 龍雄	同	同
第六号	同	高見 薫	同	同
第七号	同	岡村久太郎	同	同
第八号	同	吾郷 匠明	同	同
第一号	同	坂本 秀男	同	同
第二号	同	野田 武雄	返納	同五月一日
第三号	同	岩崎 誠	同	同

◇鳥取縣告示第四百五十九号

次の授產場は昭和二十五年六月三十日限り廃止した。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事	西 尾 愛 治	所在地	鳥取市吉方町二六八番地
名稱	鳥取縣立鳥取授產場	所在地	鳥取市吉方町二六八番地

◇鳥取縣告示第四百六十号

建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事	西 尾 愛 治	登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる營業	申請者
鳥取縣知事	西 尾 愛 治	登録番号	登録年月日	は名称	所の所在地	氏名
事務登録い	西 尾 愛 治	第一二四	昭和二年十二月七日	富美弥	元鳥取市川外大工町五五番地	兒玉勢一
第一二四	西 尾 愛 治	式会社	改同西町三三六番地	産業株改同西町三三六番地	兒玉勢一	

◇鳥取縣告示第四百六十一号

00206

昭和二十五年八月鳥取市において施行した昭和二十五年度鳥取縣林業經營指導員資格審査合格者は次の通りである。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣林業經營指導員資格審査合格者氏名

B級	植田 勝寛	尾崎 増治	山崎 信吉	遠藤 豊	中野 虎藏	森本丈三郎	田中 兵一	平井 誠久	大橋 秀男	岡村 治重	谷川 忠昭	稻田 淳一	渡辺 里盛	三輪 晋	高取 辰雄	野島 寛
米原 哲雄	前田 正幸	手島 武治	片岡 憲明	磯田 義郎	小林 節雄	森本丈三郎	田中 義人	平井 誠久	大橋 秀男	岡村 治重	谷川 忠昭	稻田 淳一	渡辺 里盛	三輪 晋	高取 辰雄	野島 寛
木地谷義勝	壽村 正三	長尾利記太	長尾利記太	渡辺 里盛	矢田 義行	西本 稔	西尾 賢三	田中 道夫	松下 重雄	坂本 恒男	稻田 久義	長岡 章				
長岡 章	片岡 憲明	小林 節雄	谷川 重正	考田 光夫	西尾 武夫	福田 博愛	磯田 義郎	松下 重雄	小林 義春	西尾 賢三						
磯田 義郎	坂本 恒男	大家 正治	谷川 重正	西田 一	坂本 恒男	大家 正治	西田 一									
渡辺 里盛	矢田 義行	柏原 政美	谷川 重正	考田 光夫	西尾 武夫	福田 博愛	西田 一									
考田 光夫	西尾 武夫	福田 博愛	谷川 重正	西田 一	坂本 恒男	大家 正治	西田 一									
西田 一	仲田 喜久	前田 重雄	西田 一	前田 重雄	西尾 武夫	西尾 武夫	西田 一									
仲田 喜久	前田 重雄	西尾 武夫														

C級	植田 勝寛	井上 浩	森本丈三郎	田中 義人	尾崎 伍一	松井 梅治	柏原 政美	西尾 賢三	坂本 恒男	西尾 賢三						
片岡 憲明	手島 武治	岡村 治重	谷川 忠昭	稻田 淳一	渡辺 里盛	三輪 晋	高取 辰雄	野島 寛	長尾利記太	岡村 治重	谷川 忠昭	稻田 淳一	渡辺 里盛	三輪 晋	高取 辰雄	野島 寛
中野 虎藏	西村 勳	西村 勳	西村 勳	西村 勳	西村 募											
木地谷義勝	手島 武治	岡村 治重	谷川 忠昭	稻田 淳一												
長岡 章	西村 募															
稻田 淳一																

00207

福田 博愛	加藤 利之	岩成 一美
仲田 喜久	中嶋 雄	前田 重雄
今井 昭三	米田 文之	井沢 宏
前田 克己	山崎 保治	山根 俊吾
酒本 鼎	福留伊佐夫	安藤 義治
安藤 真藏		

◇鳥取縣告示第四百六十二号

昭和二十五年國勢調査鳥取縣實施本部設置規程を次のようすに定める。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年國勢調査鳥取縣實施本部設置規程

第一條 昭和二十五年國勢調査を円滑適正に実施するた

め昭和二十五年國勢調査鳥取縣實施本部(以下実施本

部といふ)を設置する。

第二條 実施本部は前條の目的を達するため調査の実施に關する企画、指導及び調査結果の審査集計等の事務

を處理するものとする。

第三條 実施本部は總務部の内部機構としその本部を總務部統計課内に置く。

第四條 実施本部に庶務、調査及び廣報の三班を置く。

庶務班は庶務、經理及び各班の綜合調整に関する事項、調査班は調査の指導及び調査結果の審査集計に関する事項、廣報班は調査趣旨の普及宣傳に関する事項を処理するものとする。

第五條 実施本部に部長、副部長各一名及び部員若干名を置く。部員は關係職員の中から知事が任命する。

第六條 部長には總務部長を、副部長には統計課長を充てる。

第七條 部長は実施本部の事務を總轄し、副部長は部長を補佐し部長事故あるときはその職務を代理する。

部員は上司の命をうけて事務に從事する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

正誤

鳥取縣會計規則等の正誤表(印の箇所訂正)

訂正頁數	訂正行數	訂	誤	正	箇	所
三	終りから	三	解長及び地方事務所長	解長並びに地方事務所長		
四	同	六	六	六	六	六
五	同	八	八	八	八	八
六	同	九	九	九	九	九
七	同	六	六	六	六	六
八	同	四	四	四	四	四
九	同	六	六	六	六	六
十	同	六	六	六	六	六
十一	同	二	二	二	二	二
十二	同	二	二	二	二	二
十三	同	一	一	一	一	一
十四	同	一	一	一	一	一
十五	始めから	二	二	二	二	二
十六	始めから	二	二	二	二	二
十七	同	五	五	五	五	五
十八	同	四	四	四	四	四
十九	同	四	四	四	四	四
二十	同	三	三	三	三	三
廿一	同	二	二	二	二	二
廿二	終りから	四	四	四	四	四
廿三	始めから	二	二	二	二	二
廿四	同	六	六	六	六	六
廿五	同	九	九	九	九	九
廿六	同	五	五	五	五	五
廿七	同	六	六	六	六	六
廿八	同	四	四	四	四	四
廿九	同	四	四	四	四	四
三十	同	三	三	三	三	三
卅一	同	二	二	二	二	二
卅二	終りから	四	四	四	四	四
卅三	始めから	二	二	二	二	二
卅四	同	二	二	二	二	二
卅五	同	二	二	二	二	二
卅六	同	一	一	一	一	一

法令及び規則
号。(以下單に第 号といふ)
解組合鳥取縣支部長)第六條
法令及びこの規則
號。(以下單に第 号といふ)
解組合鳥取支部長)解入のため
支払通知、歳出金支払通知書
資格証明書及び
入札執行後解入れのため
支払通知(第十六号)、歳出金支払通知書
(第十九号)製造の既納部分
資格証明書(第二十六号)及び
入札執行の後製造の既済部分
資格証明書(第二十六号)及び
入札執行の後物品出納員において物品返納簿
自から物品返納簿物品出納員において各解にあつては各
自から物品返納簿貸与簿に登載
貯金命令者に送付しなければ
額告知書(第十一号)及び納付書
額告知書(第十一号)又は納付書貸与簿(第四十一号)に登載
出納長又は縣出納員に送付しなければ
額告知書(第十一号)又は納付書
額告知書(第十一号)又は納付書物品出納員及び各解長
支払通知(第十七号、第十八号)
書(第二十七号)物品出納員、縣出納員及び各解長
支払通知(第十六号、第十七号)
書(第二十七号)農産物検査手数料收解証票
水產製品検査手数料証紙農産物検査手数料收納証票
水產製品検査手数料証紙

認めるべきは、
一重大な事項を認めたときは、
検査當については、
農産物検査手数料收解証票
水產製品検査手数料証紙

認めるべきは、
一重大な事項と認めたときは、
検査に當つては、
2 縣出納員の答辯は、
農産物検査手数料收納証票
水產製品検査手数料証紙

00209

00208

鳥取縣本
(何々支)
金庫之印。領收
年月日
鳥取縣本
(何々支)
金庫之印。鳥取縣本
(何々支)
金庫領收
年月日
鳥取縣本
(何々支)
金庫

七〇 挿入

第四十五号の二 共濟組合掛金払込通知

書(縣金庫)

予算残高
予算令達残額
予算令達額一四七
一一一
一二二
八五
同 同 同
八七
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同款の行に節を挿入する
款の行に節を挿入する

予算令達高

予算令達高

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

書知通込掛金組合共濟	一 金	何 年 度 一 金	何 年 度 一 金
	符	原	符
	但し支払通知第	般(特別) 計	般(特別) 計
	昭和 年 月 日	地 方 職 員	地 方 職 員
		共 济 組 合 掛 金	共 济 組 合 掛 金
		(印)	(印)
		車 總 印	車 總 印

右 払 返 済 に 付 運 知 故 し ま す

昭 和 年 月 日

鳥 取 縣 何々 金 庫 ④

出 納 長 (縣 出 納 員) 職 氏 名 宛

様式第四十五号の二
(用紙縦横百二十九ミリメートルのもの一枚接続)

共濟組合掛金払込通知書

00211

00210

第三種郵便物認可

予算令達残額

予算令達額

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同